令和８年（フ）第２２０号
熊本県宇土市住吉町806番地１
破産者　伊藤　誠弥（旧姓山﨑）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
熊本市東区御領６丁目７番65号　シャーメゾンヴィブレ103号室、転入前住所熊本市北区弓削５丁目15番２号　Ｂ棟２－１号室
破産者　関根　　晃
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
熊本市北区弓削５丁目28番19号　コーポ白川台　202号
破産者　三井　一憲
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３２３号
岐阜市芋島５丁目３番20号　Ｆｉｓｔｆｕｌ　Ｐｅａｃｅ　ＯＫＵＤＡ　Ａ棟101号、前住所岐阜市切通３丁目11番16号
破産者　堀江　友恵
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第７１９号
北九州市門司区社ノ木２丁目５番５－401号
破産者　甲村　貴志
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２８号
北九州市八幡西区馬場山原２番31号（110）
破産者　中川　彰子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９６号
長崎県長崎市小江原４丁目20番18号、旧住所兵庫県豊岡市城崎町今津548番地の１
破産者　田中　冴幸
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９０号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8375番地３
破産者　宮尾　克秀
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第７８号
秋田県大館市二井田字中台15番地７
破産者　ナラマサオートこと　奈良　昌範
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２６４号
徳島県徳島市川内町富久102番地の５　リージェンシー悠久が丘、開始時の住所徳島県徳島市川内町加賀須野837番地の６
破産者　入山　勝江
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１０号
沖縄県豊見城市字与根44番地５、住民票上の前住所沖縄県豊見城市字伊良波157番地１　みどりマンション４－Ｃ
破産者　手登根　渉
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４号
北海道岩内郡岩内町字東山134番地３　コーポしらかば102号
破産者　向井　智一
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和７年（フ）第６８号
岩手県花巻市本館一丁目16番地２　プラシードⅡ　205号室、旧住所岩手県花巻市中北万丁目645番地46
破産者　芳賀　一雅
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第４３号
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地２　プロムナード三好丘７号棟202号室、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区彌富通５丁目17－４　フィールグッドハウス201号
破産者　水野　滋之
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第２１号
愛知県蒲郡市松原町20番12号　シーサイドハウス松原13、従前の住所愛知県蒲郡市形原町北浜８番地11
破産者　松下　清志
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３２８号
愛知県豊川市当古町一色45番地
破産者　中山　富雄
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部